

気候 Network 通信

2006
5/1

第48号

CONTENTS

1. 行く春を惜しむ
2. 排出量算定・報告・公表制度スタート
3. 省エネラベル表示一本化
4. セミナー報告「CDMの現状と展望」
5. 省エネマイスター事業報告
きんき環境館タウンミーティング報告
6. 連載自然エネルギー普及
- 7-8. 各地の動き、各種お知らせ・事務局から

気候ネットワークは、温暖化防止のために市民から提言し、行動を起こしていく環境NGO/NPOです。全国の市民・環境NGO/NPOのネットワーク組織として、多くの組織・セクターと連携しながら、温暖化防止型の社会づくりをめざしています。



わたしたちはめざします

- (1) 技本的な国内対策で京都議定書の6%削減を!
- (2) 環境重視の社会経済システムを!
- (3) 市民・地域主導で温暖化防止の促進を!
- (4) 政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を!
- (5) 南北の公平をめざし、南の人々と連携を!

URL: <http://www.kikonet.org/>

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル 高倉ビル305
Tel: 075-254-1011 / FAX: 075-254-1012
E-mail: kyoto@kikonet.org

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3
半蔵門ウッドフィールド2階
Tel: 03-3263-9210 / FAX: 03-3263-9463
E-mail: tokyo@kikonet.org



行く春を惜しむ

4月。日本では桜の開花とともに社会が変わる。大抵の法律の施行日は4月1日。新入生も新入社員も満開の桜に迎えられてきた。京都では桃も桜とほぼ一緒に開き、今でも雛まつりを4月3日に行う地域が少なくない。今冬は異例ともいえる一時の寒気と豪雪に見舞われたが、年々、早まる桜前線にそれほど遅れることはなかった。2005年はハリケーン・カトリーナとともに、異常気象がより身近に迫ってきたことが実感された年として記憶されるかも知れない。

南北に長い日本列島ではこれからが花の季節という地方もある。それぞれの地域の季節感に人々の暮らしが支えられてきた。2°Cを超えるような気温の上昇が確実にもたらすであろう気候の異変によって暮らしも文化も変わるだろう。四季のある自然の癒しを惜しむらくは、脱温暖化に取り組むほかない。

◆温暖化防止情報公開訴訟のその後

4月1日、大規模排出事業所に対する排出量の算定、報告、開示を盛り込んだ改正地球温暖化対策推進法が施行された。報告は来年に2006年度分からである(2頁参照)。排出源の実態を把握し、実態に適した政策措置をとるために自己点検及び情報共有に向けて、第1歩となるものだ。

これとは別に、経済産業省は省エネ法によって大規模排出事業者に毎年燃料別・電力別消費量の報告を義務付けている。気候ネットワークではその定期報告データの情報開示を求め、非公開となった事業所について、昨年夏、東京、名古屋、大阪地裁に、開示を求める訴訟を提起し(通信44号4頁)、8ヶ月が経過した。報告義務のある事業所からの排出は日本全体のCO₂排出量の6割に及ぶ。事業所数で15%にあたる非開示処分となった事業所(高炉製鉄所や石油精製工場など)からの排出量は、日本全体の23%を占めると推計される。

これまでの審理で、経済産業省が非開示とした理由とは、燃料別のエネルギー使用量が知られると製品当たりの製造エネルギーコストが明らかになり、よって製品の製造コストが明らかになり、製造技術上の秘密が同業他社に知られ、販売先との製品の価格交渉や燃料の購入先との交渉で不利益を受ける「おそれがある」というものである。風が吹けば桶屋が儲かるといった論旨展開と、地球環境よりも大事な企業秘密の考え方に戸惑う。しかも、事業者の主張即ち、経済産業省の判断であった。開示に応じた同種事業所はそのようには考えなかったようだが、開示事業者の方に経営の先見性があると言えるだろう。少なくとも、地球環境への国民的取り組みの重要性に照らせば、それに勝るほどの不利益があると主張することはしなかった。それでこそ、社会的責任を自覚し、CSR(企業の社会的責任)の実践を標榜する企業の体面というのだ。

このままで引き延ばしを図る国(経済産業省)の応訴態度に、裁判所はしごれを切らしかけている。国は最後の引き延し策としてか、今頃になって非開示を求めた事業者の訴訟参加をちらつかせている。日本の名だたる事業者が、このようなデータを開示すれば販売先から値切られると、燃料や電力の売り惜しみを受けるなどと、公開の裁判所で主張するのだろうか。企業の名誉において、そんな愚策はとらないことを期待したい。

気候ネットワーク代表 浅岡美恵

企業の排出実態把握の第一歩!

事業所の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度スタート

START

2006年4月より、改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられました。この新しくできた仕組みについて紹介します。

企業の排出実態を把握する第一歩。その実現の経緯

温室効果ガスの排出を削減するためには、どこからどれだけ排出されているのか、その実態を把握することが対策の第一歩となります。しかしながら、これまで、排出の大部分を占める企業の排出実態について網羅的に把握する仕組みはありませんでした。

気候ネットワークでは、数年来にわたってこの問題を指摘しつづけてきました。2002年からは、省エネ法に基づいて事業所が報告している電気や燃料等の消費量について、情報公開法を通じて開示された情報から独自に温室効果ガスの排出実態を把握・分析を行い、排出量把握・公表の必要性を訴えてきました。その成果もあり、2005年4月に決定された「京都議定書目標達成計画」では、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施が決定されました。

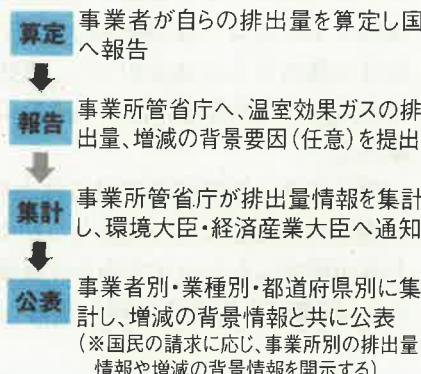
事業者の排出量報告義務、2006年4月よりスタート

同制度は、改正された温暖化対策推進法に基づき、2006年4月に施行されました。環境省は本制度のねらいを次のように説明しています。

- ・各事業者が自らの活動から排出される温室効果ガスの量を算定・把握し、対策の立案や実行、対策効果のチェックができるようになること
- ・国が排出量を集計・公表することにより、事業者が自らの状況を対比し見直しにつなげるのと同時に、国民の削減へ向けた気運の醸成、理解の増進が図られること

算定・報告・公表の仕組み

同制度の仕組みは次のようになっています。



対象となる事業者は、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者で、報告をしなかったり、虚偽の報告をした事業者には20万円以下の罰金が課せられます。排出量の算定方法と排出係数については、国が省令で詳細に定めています。

詳しくは、制度概要や関連法規などが掲載されている環境省の専用ホームページをご覧ください。
<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

制度運用にあたってのこれからの課題

本制度によって事業所の排出実態の把握が進むことは、効果的な温暖化対策を進めるための重要な一歩です。しかしながら、その運用を通じて実効的な成果をあげるためには、次のような点をクリアしていくことが必要になるでしょう。

1) 情報公開の流れを作る

公開される情報は、国が、企業ごと、都道府県ごとに集計した合計値のみです。事業所ごとの提出情報は、私たち市民が開示請求をすることによって初めて公開される制度となっています。これは本制度の不十分なところと言わざるを得ません（ヨーロッパでは、事業所ごとに排出量が公表され、地域

マップや排出量の多い順など様々な条件で検索できるようになっています）。情報公開を一層進めていくためには、事業所ごとの排出量を最初から公表していくよう本制度を進化させていく必要があります。

2) 事業所ごとの排出量は公表されるか？

仮に、市民が事業所ごとの排出量を請求した場合、それは本当に公表されるでしょうか。温暖化対策推進法では、それが確実にできない可能性が読み取れます。同法は、事業所ごとの排出量が公にされることによって権利や競争上の地位、その他正当な利益が害されると思う時には、事業所ごとに合算した量を報告するよう求めることを事業者に認めています。そのため、そもそも事業所ごとの排出量の報告がなされないおそれも予想されます。この規定の乱用がなされれば、事業所ごとの温室効果ガスの排出実態が社会的に共有されるという本制度の本旨から外れることにもなりかねません。温室効果ガス排出量は、日本全体で取り組む温暖化対策のために必要不可欠な情報です。これを公開していくことは、国の責務であり、事業者の責務ですから、積極的な公開の姿勢が期待されます。

本制度にのっとって事業所の報告がなされる最初の期限は2007年3月です。それに向かって、事業者が積極的に算定・公表に向かって体制を整えていくのと同時に、私たち市民もまた、事業者の取り組みを客観的に評価し、さらに地域で温暖化対策に取り組む上でも政策・対策を評価・検討するために、排出量情報を十分に活用していくことが望まれます。

この秋、省エネラベルが変わる ～国の統一ラベル表示へ一本化

家電製品の省エネ性能を示す「省エネラベル」が今秋から、全国の販売店で表示されることになりました。
新しい制度についての概要を紹介します。

店頭で、より省エネの家電を選んでもらうための省エネラベルの取り組みは、地方自治体や市民団体などが国に先駆け、数年前から試行し導入してきました。今では「全国省エネラベル協議会」として足並みをそろえ、2005年冬のキャンペーンでは27の都道府県・政令指定都市で共通の省エネラベル（A）を使用した取り組みに広がっています。このうち東京都と京都市は、省エネラベル表示を条例で義務化しています。こうした地域の率先した動きが広がり、定着してきたことを受け、経済産業省は後追いする形で全国共通の省エネラベルの策定に着手し、この秋から全国で実施することとなりました。国の統一ラベルは、5段階で相対評価をするという発想は引き継ぐものの、新基準・新デザイン（B）で実施されることになります。そのため、地域で進めてきた省エネラベルも変更を余儀なくされることになりました。10年間の電気代表示のメリットも損なわれてしまいました。

A. 自治体・市民団体が実施中の省エネラベル



- AAA～Cまでの5段階で表示
- 対象機器はエアコン、冷蔵庫、テレビ（ブラウン管）
- 販売価格と10年間の電気代をあわせて表示

B. 国の統一ラベル案



- ☆☆☆☆☆～☆の5段階で表示
- 対象機器はエアコン、冷蔵庫、テレビ、照明機器
- 1年間の電気代の目安を表示

特に、製品の評価方法には大きな違いがあります。つまり、以前のA評価と☆☆☆評価、B評価と☆☆評価とは全く一致していません。それぞれの評価方法は次のような考え方になっています。

全国省エネラベル協議会の省エネラベルの評価方法

おおむね、省エネ基準達成率100%の製品のうち、上位10%をAAA、次の40%をAA、残り50%をAで表示し、100%未満については上位70%をB、残り30%をCで表示する。

国の統一ラベルの評価方法

市場に供給されている製品の省エネ基準達成率の状況を把握し、省エネ基準を達成している機種の割合から、達成率100%の区切り位置を定め、100%以上の区分は最高値との間で均等に分割し、100%未満の区分は最低値との間で均等に分割する。

具体的な例をあげると

[全国省エネラベル協議会の省エネラベルの評価方法]

AAA	AA	A	B	C
基準達成率 100%の製品のうち、上位10%	基準達成率 100%の製品のうち、次の40%	基準達成率 100%の製品のうち、残り50%	100%未満の製品のうち上位70%	100%未満の製品のうち残り30%
100%	80%	60%	40%	30%

[国の統一ラベルの評価方法]

1) 省エネ基準の達成機種の割合が4割以上6割未満で、達成率の最高値130%、最低値80%の場合

☆☆☆と☆☆の間に達成率100%の区切り位置を定め、達成率130%と100%との間を3等分、100%と80%との間を2等分する。

☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆
120%以上 120%未満	110%以上 120%未満	100%以上 110%未満	90%以上 100%未満	90%未満

達成率100%

2) 省エネ基準の達成機種の割合が6割以上を占め、達成率の最高値140%の場合

☆☆と☆の間に達成率100%の区切り位置を定め、達成率140%と100%との間を4等分する。

☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆
130%以上 130%未満	120%以上 130%未満	110%以上 120%未満	100%以上 110%未満	100%未満

達成率100%

などとなります。このように、国の統一ラベル制度は、市場に供給されている機器の中での位置付けを表示するという考え方で作られたため、省エネ基準達成率の区切り位置が機器によって異なることになります。

また、省エネラベルに加え、炊飯器、電子レンジ、電気便座、VTR、DVDレコーダー・ガス調理機器・ガス温水機器・石油温水機器については、標準エネルギー使用料金が表示されることになりました。省エネラベルがない機器の場合は、この表示を参考に省エネルギー性能をチェックすることになります。

地域で省エネラベルを推進してきた市民団体や事業者にとってラベルが変更されることには戸惑いもあるでしょう。またよりわかりやすいラベルへの意見もあると思います。現在、資源エネルギー庁では、省エネラベルの取りまとめ案について、5月22日まで意見募集を行っています（<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>（参照））。消費者にとってよりわかりやすく、使いやすいラベルの実現のために、この機会にぜひ意見を提出しましょう。

富安義樹（気候ネットワークインターナン）

CDM の現状と展望

2006年4月12日（水）・ハートピア京都 第5会議室 /まとめ：気候ネットワーク

「いま一度基礎から考える CDM のこれから」
WWF ジャパン 気候変動プログラム 山岸尚之氏

■ CDM の概要について

CDM（クリーン開発メカニズム）は、途上国で先進国が削減プロジェクトを実施し、そこで得られた削減量の一部または全部が先進国の削減量になる仕組みだ。昨年のCOP/MOP1で正式ルールが採択された。

京都議定書において、CDMの目的は、「途上国の持続可能な開発、条約の究極的な目的への貢献、先進国の義務達成」を支援すること、とされている。にもかかわらず、CDMは、途上国で温暖化対策を実施することで対策コストを安価に済ませることができる仕組みとして誤って認識されている。また、CDMの重要な原則でありながら軽視されがちななものに、途上国の「持続可能な開発への貢献」と「追加性」がある。

CDMプロジェクトの実施が、途上国での地域環境の改善や、社会的持続可能性、経済・技術的発展への貢献に資するものであること（持続可能な開発への貢献）。また、実施されるプロジェクトが、もとから実施される予定だったものではなく、先進国の提案によって新たに実施される削減プロジェクトでなければならない（追加性）。

CDMは本来先進国で削減すべき部分を途上国で削減する仕組みであるため、追加性がなければ世界全体の排出量は増加することになる。この追加性に関する議論、解釈はさまざまになされており、CDM理事会で「追加性の証明と評価のためのツール」が採択されている。

■ CDM の現状

現在実施されているプロジェクトは、件数としては再生可能エネルギー関連が多いが、CER（認証された削減量）発生量を見ると、HFCとN₂O削減関連のものが非常に多い。代替フロンは温室効果係数が高く削減コストが安い。一方で、再生可能エネルギーや発電所の効率改善など、コストが高いプロジェクトは実施されにくい状況が生み出されている。また地域的な偏りも大きく、ラテンアメリカとアジアが9割以上を占めており、特に、中国、インド、ブラジルに集中している。

日本では、6%削減の内の1.6%を京都メカニズムで賄おうとしており、そのための予算として、平成18年度は54億円が用意されている。

■ NGO が果たすべき役割

CDMに対する環境NGOのスタンスは、当初は制度自体への批判が強かったが、最近は変化しつつある。WWFとしては、CDMは適切に実施されれば、先進国と途上国双方に利益がある有用な制度であると認め、追加性が守られることが意味ある制度となるための最低限の原則であるという立場をとっている。また、現状では持続可能な開発という原則も軽視されていると感じる。

しかし、近年 CDM の制度自体が複雑化・専門化する中で、NGO側のキャパシティ不足から、温暖化問題における CDM のプライオリティは低下し、NGO は問題に対して十分な役割を果たせないでいる。

そのような中、WWF は、プロジェクトの追加性や持続可能性といった質から評価、認証するラベリング制度「ゴールド・スタンダード」を実施している。

■ CDM の将来について

CDM は、あくまでも国内対策を補完するものだが、この補完性については明確に定義されておらず、国によって捉え方が異なる。また、2013 年以降の国際的な対策の枠組みが不透明であり、もし、次の枠組みで先進国に排出量削減が義務付けられなければ、CDM は意味のないプロジェクトになってしまふ。さらに、CDM は、途上国が削減の義務を負っていないからこそ成立するものであり、今後の途上国問題とも関連している。

CDM 今後の（緊急）課題

京都大学大学院地球環境学舎 錦真理氏

現在、CDM 関連のプロジェクトでは、HFC23 破壊プロジェクトと炭素隔離・貯留プロジェクトが問題になっている。

HFC23 破壊プロジェクトは、HCFC22 製造中に、大気中に放出される副産物の HFC23 を回収し、燃焼するもの。問題点としては、HFC23 は温室効果指数が非常に高い割に、実施コストが安いため、温室効果ガスのクレジット価格に影響を与え、他のプロジェクト促進の妨げになってしまふ。また、CDM プロジェクトになることが、途上国での HCFC22 の製造を余計に促進してしまい、オゾン層保護に関するモントリオール議定書との整合性にも問題が出てくる。

炭素隔離・貯留プロジェクトは、発電所や工場から放出される CO₂ を回収し、回収されたガスを地下や海中（油田やガス田、もしくは枯渇地帯など）で貯留、あるいは産業用として利用するものだ。問題点としては、貯留した CO₂ が、地震、火山噴火などによって流出しないかという懸念がある。生態系への影響も心配される。また、貯留は長期間にわたるが、それを誰がモニタリングするのか、といった問題もある。さらに、HFC23 にもいえることだが、そもそも途上国が持続可能な発展に寄与するのか、という疑問がある。

CDM は、途上国での温室効果ガス削減を促進する仕組みという意味では必要なものである。また、利用方法によっては、地域の人々の生活の質を向上させる可能性がある。しかし、現在のプロジェクトは、そういう方向に向かっていない。今後、申請されるプロジェクトについて、持続可能性の視点から評価する仕組みを構築することが必要だ。さらに、あくまでも CDM は補完的な手段であり、国内対策を重視するという認識をもつことが不可欠だ。

「『省エネマイスター』に認定されてから、地球環境ということを意識しながら仕事をできる生きがいを感じております」と語るのは、京都市南区の電器店「フジデンキチェーン」の藤井満夫社長。

藤井社長は昨年秋、「省エネマイスター実行委員会」(事務局:京都府地球温暖化防止活動推進センター)が実施した、省エネ家電製品普及店員(省エネマイスター)認定研修に参加した。

そして、電球型蛍光灯などの省エネ型照明の普及キャンペーンに参加し、顧客の家で使われている白熱球を、省エネ性能の高い電球型蛍光灯に取り替える取り組みを行った。

藤井社長らの取り組みの結果、昨年11月、12月の京都府内の地域家電店向け電球型蛍光灯の出荷数は、一昨年同期に比べ倍増した。これによる消費電力量削減効果は年間約90万kWhと見込まれる。

京エコロジーセンター(京都市環境保全活動センター)のボランティア「エコメイト」の初年度からのメンバーである天野光雄さんは、定年退職者や主婦が中心の「エコメイト」仲間で環境家計簿に取り組んだり、生活での省エネの工夫を調査したりしながら、得られた経験や情報を市民に伝え

たいとの思いから、「省エネマイスター実行委員会」が実施した「消費者学習会」の講師に立候補した。そして、電球型蛍光灯と白熱球それぞれの消費電力量が一目でわかるようなキットや、大気の説明をする際に用いる地球の大きな風船を作成・持参し、主婦の参加者にわかりやすく伝える工夫を心がけた。

聴衆の反応は好評で、天野さんたち講師陣は、この経験を活かしながら、現在、省エネ相談の実施準備に取り掛かっている。

この事業は環境省委託事業として、同様に各地の都道府県温暖化防止センターやNPO等により昨年は全国14都道府県で実施され、地域の電器店と市民の省エネを通じたコラボレーションが生まれつつある。(伊東真吾(京都府地球温暖化防止活動推進センター))



環境ボランティアが活性化

自治体がつくる地球温暖化防止計画を考える!

京都議定書の発効、目標達成計画の実施をうけて、地域における実質的な温暖化対策の促進のために地方自治体に求められる役割は年々大きくなっている。地方自治体の温暖化関連の計画は、温暖化対策推進法によって策定を義務づけられている温暖化防止実行計画、地域全体を対象とする温暖化対策地域推進計画がある。また、京都市と京都府は温暖化対策に特化した条例を策定している。

3月24日に、気候ネットワークが協力し、きんき環境館がタウンミーティングを開催した。地域の条例・計画、ビジョンに焦点を当て京都府内の策定状況および現在の課題と今後の展望の報告、先進地域の取り組み紹介、ディスカッションが行われた。以下に発言を抜粋して紹介する。

○八幡市環境経済部環境保全課課長 西脇居則氏

八幡市は京都府内でも最も早くに実行計画を策定し、現在は環境自治体スタンダード(LAS-E)を取り組んでいる。2004年には省エネビジョンも策定した。こうした取り組みによって1999年に比べて2004年度は、府内から廃棄されるゴミの量は約30%、事務事業からの温室効果ガス排出量が約10.3%削減できた。

行政の取り組みを市民が評価する「市民監査制度」によってLAS-Eの目標が推進されている。

○京都府地球温暖化防止活動推進センター 伊東真吾氏

自治体の温暖化対策担当者は少数かつゴミなども含めて取り組んでいるため余裕がない状況。ただ森林、農業、畜産、バイオマスなど小さな自治体であっても温暖化にも関連する課題はある。

センターでは、京都府やNGOと連携して、市町村の計画策定を支援していくことを検討している。

○城南衛生管理組合 企画参事 芦原昇氏

城陽市で環境基本条例および計画を策定する際には、市民公募で選出された市民に行政についていけないという大きなギャップがあった。気候ネットワークの支援もあってパートナーシップ組織として取り組み、他の所管との調整も進んだ。最近では宇治田原市との協働事業も進んでいる。今後は、関心がない人にどのようにして働きかけていくかが課題。一人でも多くの人を巻き込んでいく努力が必要。

○京都府企画環境部地球温暖化対策プロジェクト副プロジェクト長 中村重夫氏

京都府の温暖化対策条例が「絵に描いた餅」にならぬよう、各主体を対象とした意見交換会を開催しご意見をいただいている。今後、府と市町村が対等な立場で連携し進めていきたい。

(まとめ:気候ネットワーク)

日本の自然エネルギー普及政策はどうなる？ - RPS 法の評価検討の最新動向をめぐって -

RPS法は、日本における最初の本格的な自然エネルギー普及政策であり、2010年までに122億kWh（総電力供給量の1.35%）の新エネルギー等電力を電気事業者が利用するよう義務付けていた。現在、法施行後3年を経過し、法の最初の見直しと2010年以降の新たな目標値の設定が検討されている。このRPS法見直しは、今後数年の自然エネルギー普及の動向を左右するという意味で極めて重要である。以下で、審議会でのRPS法の検討状況と政策的意味を述べる。

RPS法の見直しは どのように行われるか

RPS法の具体的検討が行われるのは、経済産業省総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会RPS法評価検討小委員会（以下、委員会）である。委員会は、2005年10月に上部審議会である新エネルギー部会（以下、部会）によって設置が決定された。

部会は自然エネルギー政策全体を検討する審議会であり、新たなRPS法の目標値の検討も同部会でなされる。一方、委員会は、RPS法に運用状況を評価し制度枠組みについて必要な検討を行う場である。委員会での検討は、昨年11月から今年上半年まで行われ、RPS法の評価と今後の対応について報告書案をまとめた。これに対するパブリックコメントの募集が4月18日から5月18日の間行われている。

このように、RPS法の見直しは、委員会で制度運用上の評価検討を受け、部会が最終的な制度改革案を議論する形で進められている。

RPS法の現状認識と議論

委員会と部会では、RPS法について、主に（1）義務量、（2）取引価格、（3）目標期間、（4）義務対象電源について以下の現状認識と論点が示された。

（1）義務量については、制度実施後、電気事業者に課される義務量がほとんど増加しないために、バンキングされるRPS相当量が増大し、2008年度以前にRPS相当量に対する需要がゼロ（すなわち、価格がゼロ）になる危険性がある。報告書では、このように超過達成している実態から、経過措置期間の義務量を利用目標量に近づけるべく、2009年までの義務量を多少上方修正する方向を打ち出している。

（2）取引価格状況については、RPS相当量取引も少なく、また価格情報があまり表にでないため、新エネルギー等事業者は相場観がつかみにくく事業計画を立てづらいという現状がある。これに対し、価格情報を提供し、適正な価格形成を支援していくことは重要であるとする一方、価格の設定次第では実質的に基準価格となるおそれもあり、経済効率的な導入というRPS法の趣旨に反する面を有するという意見も示された。

（3）目標期間については、新エネルギー等事業の事業期間が十数年であることから現在の8年間の義務期間は短すぎるという現状認識が示された。これに対して、長期エネルギー需給見通しの作成時に、RPS法の対象となる新エネルギー等の導入がどの程度になるのか、大まかな目安（義務量とは異なる）を示すことができるよう検討を行うとなった。

（4）義務対象電源の検討で、大きな問題なのが、水力と地熱の認定条件の緩和の是非である。水力は、現在の水路式で1MW以下の要件を緩和し、一部ダム式も認め、規模要件も拡大するかが争点である。地熱の認定要件は、「地熱資源の再生可能性」であるため既存の地熱設備が対象外となっており、この要件を緩和するかが争点であった。今回の報告では、これら対象範囲は義務量設定等にも大きく影響を及ぼすことから2014年度までの利用目標量設定作業に併せて再度検討することになった。

委員会及び部会での綱引き

全体の議論の流れを見ると、新エネルギー等を増やすためにRPS法を積極的に改善しようとする側とRPS法によるこれ以上の費用負担を回避したい側との綱引きが展開されている。委員会における現状分析では、義務量を大幅に上回る現状から目標期間の見直しなどの改善案が示された。しかし、目標値の引き上げについては、電気事業者側が2010年以降の目標値増大に対する抵抗感を示したことから、今回の報告では見送られることになり、本質的にはこれまでのRPS法と何ら変わりない内容にとどまってしまう。部会でも委員会の報告を元に同様の判断が下される可能性が高いことからも、今回の報告は決して評価できるものではない。

費用負担をめぐる攻防

自然エネルギー普及政策の議論の本質は、その費用負担をめぐる議論であると言っても過言ではない。高い目標値を設定すれば、その達成には多くの費用がかかり、低い目標値であれば費用負担額は少なくてすむ。委員会での報告では、2010年の目標値達成費用は年間930億円になると試算された。一見大きな負担のようだが、電力価格で平準化するとkWhあたり0.1円である。しかし、電気事業者からすると、自然エネルギーの価値はそれでも高いようだ。もし市民が「2円/kWhまでなら自然エネルギーに対して追加的に支払っても良い」と主張すれば、電力会社はどう反応するだろうか。あるいは、それは国のエネルギー政策にどんな影響をもたらすだろうか。国の政策決定の実際は、審議会での議論に矮小化されがちだが、市民が声を上げることは極めて重要な意義を持つ。

まとめ：木村啓二
(気候ネットワーク自然エネルギー普及研究会)

Shizuoka

● 地球温暖化防止・オゾン層保護と紫外線対策について考える「オゾンキッズキャンプ2006 in 富士山」開催
「オゾンキッズキャンプ」では、フロンの回収体験や有害紫外線の測定、またエネルギーについて学ぶワークショップなどを行う予定。

日程：7月28日（金）～7月30日（日） 場所：静岡県立富士山麓山の村 参加対象：小学校3年生～中学生
応募要領：親子およびグループ（保護者一人以上同伴）。全員の名前・住所・電話番号・年齢を明記の上、ス

トップ・フロン全国連絡会宛にお申込みください。

定員：子ども30人程度（※定員に達し次第締切）

参加費用：5,000円（宿泊費・食費・傷害保険等を含む）※別途教材費500円を頂きます。

主催：NPO法人ストップ・フロン全国連絡会 共催：気候ネットワーク

申込み・問合せ：ストップ・フロン全国連絡会事務局 TEL: 03-5215-5055 FAX: 03-3263-9463 Email:yamada@jason-web.org
(※変更する場合もありますので、詳細はお問合せください。)

Kagoshima

● 第14回 環境自治体会議 指宿会議

第14回目となる環境自治体会議が鹿児島県指宿市で5月24日～26日に開催される。地球規模から身近な環境問題まで様々なテーマで、自治体関係者、環境活動を実施する住民団体や事業者、関係機関などが一同に会して報告・検討・交流を行う。

日程：5月24日（水）・25日（木）・26日（金） 主会場：指宿市民会館 参加費：2万円

問合せ・申込み：以下、連絡先へFAX、郵送、メールのいづれかで（電話による申込みは受け付けない）

第14回環境自治体会議 指宿会議 実行委員会事務局

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地 指宿市役所市民福祉部生活環境課

TEL: 0993-22-2111 (内線271-272) FAX: 0993-24-4342 E-mail: kankyou@city.ibusuki.kagoshima.jp

Zenkoku

● 環境首都コンテスト温暖化防止部門

環境市民が主幹事団体である「環境首都コンテスト全国ネットワーク」が主催している第5回環境首都コンテストの結果がでた。今回も『環境首都』に該当する自治体はなかったが、総合10位までの平均点、全自治体の平均点ともに上昇している。温暖化防止部門の第1位（人口規模別）は次のとおり。秋田県二ツ井町（2万人未満）、熊本県水俣市（2万人以上5万人未満）、愛知県新城市（5万人以上10万人未満）、山口県宇部市（10万人以上30万人未満）、熊本市（政令指定都市を除く30万人以上）。

問合せ：NPO法人環境市民 TEL: 075-211-3521 FAX: 075-211-3531

E-mail: life@kankyoshimin.org URL: http://www.kankyoshimin.org/

Tokyo

● 東京都再生可能エネルギー戦略策定

4月3日、東京都は「2020年までに東京のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高めることをめざす」との目標を示した「東京都再生可能エネルギー戦略」を策定した。

現在都内の再生可能エネルギーの利用量は水力発電を合わせると約2.7%に相当する。これを世界の先進的な国や都市と足並みをそろえる観点から2020年20%という利用目標を提起し、グリーン電力証書による調達も含め再生可能エネルギーの利用拡大に向けた基本的な方向性を示している。

問合せ：東京都環境局総務部企画調整課 TEL: 03-5388-3429

URL：東京都再生可能エネルギー戦略の策定について（プレスリリース・全文）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/04/20g43100.htm>

各地のイベント情報

■ はじめて見た「なつかしい未来」雲南省・自然エネルギークオーター報告会

日時：5月28日（日） 14:00～ 会場：主婦会館プラザエフ・バンジー（千代田区六番町15番） 参加費：500円

申込み：名前、連絡先等をご記入の上、メール（info@repp.jp）、FAX（03-3834-2406）でお申し込みください。

主催・申込み：自然エネルギー推進市民フォーラム（REPP）

TEL: 03-3834-2427 FAX: 03-3834-2406 E-mail: office@repp.jp URL: <http://www.repp.jp>

東京

2006
6月17日(土)

気候ネットワーク総会 2006

- ◆日時：6月17日（土）
10:30～12:00
- ◆場所：池坊学園 洗心館6階
第1会議室
(京都市下京区)
- ◆議題：2005年度の活動及び
収支報告・2006年度の
活動及び予算、他

※正会員の方には総会の詳しい案内を送付
いたします。ご参加よろしくお願いします。



「地域の温暖化対策先進事例報告・交流会」

今回は、気候ネットワークが昨年12月に作成した「地域の温暖化対策先進事例・提言集2005」で紹介している先進事例の関係者にお集まりいただき、取り組みが実施されるまでの過程、得られた成果や課題、今後の展望などの情報などについて参加者間で共有し、さらに、地域の温暖化対策に関わる関係者の交流を図ることを目的に、先進事例報告・交流会を開催します。

- ◆日 時：6月17日（土）13:30～17:00
- ◆場 所：池坊学園 洗心館6階 第1会議室（京都市下京区）
- ◆参加費：会員無料、一般 500円（※事前申込み不要）
- ◆報 告：環境自治体会議（自治体向けの環境マネジメントシステム：LAS-E）
(予定) 国際環境NGO FoE Japan（環境教育プログラム：フィフティーフィフティー）
岩手県葛巻町（自然エネルギー100%の地域づくり）
東京都板橋区（自然エネルギー導入の取り組み：グリーン電力証書購入）
千葉県市川市（市民活動支援の仕組みづくり：1%支援制度）他
- ◆交通アクセス：地下鉄「四条駅」又は阪急電車「烏丸駅下車」（地下出口26番）すぐ



気候ネットワーク連続公開セミナー

温暖化防止ライフスタイルの促進 ～住宅と暮らし方、省エネラベルの 最新動向から考える～

- 日時：5月17日（水）18:30～20:45
- 会場：ハートピア京都 第5会議室（京都市中京区）
- スピーカー：
・松原斎樹氏（京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科）
・伊東真吾氏（京都府地球温暖化防止活動推進センター）
- 参加費：一般 500円、会員無料（申込み：不要）
- 問合せ：京都事務所まで



京都ボランティア募集説明会

- 【第1回】日時：5月27日（土）13:30～15:00
会場：気候ネットワーク京都事務所
- 【第2回】日時：6月1日（木）17:00～18:30
会場：同志社大学今出川キャンパス至誠館23番教室
- 内 容：気候ネットワークの活動紹介、ボランティアの活動紹介、参加の仕方など（※両日とも内容は同じです）
- 参加費：無料 ■申込み：不要
- 問合せ：京都事務所まで

事務局から

- 日立環境財団からの助成「事業活動と連携した家庭・業務のCO₂大幅削減研究」が決定しました。専門家やNGOの方の協力を得ながら研究を進めていく予定です。
- 会員向けアンケートを実施します。この通信、ストリート等に関するお聞きしていますので、ぜひみなさまのご意見をお聞かせください。
- 4月で気候ネットワーク設立から8年が経過しました。みなさまの多大なるご支援に心からお礼申し上げます。今後ともご支援賜りますようよろしくお願いします。

次の方から寄付をいただきました。誠にありがとうございました。
外岡豊、松崎浩憲、国分妙子、植月千砂、安達宏之、京都葵の会、中須雅治、小関千秋、森崎耕一（敬称略、順不同、2006年3月～4月）

■国際動向■

- ドイツのポンで5月に次の会議が開催されます。
・条約の実施強化によって気候変動問題に取り組むための長期的協調行動の対話（15日～16日）
・京都議定書のもの附属書I国とのさらなる約束に関する第1回アドホック作業グループ（17日～25日）
・第24回補助期間会合（SBSTAとSBI）（18日～26日）
- COP12とCOPMOP2は11月6日から17日までケニアのナイロビで開催される予定です。

特定非営利活動法人 気候ネットワーク 代表：浅岡美恵／副代表：須田春海／事務局長：田浦健朗 URL: <http://www.kikonet.org/>

気候ネットワーク通信 「気候Network」48号
2006年5月1日発行（隔月1日発行）
編集・DTP：岡優子・豊田陽介・平岡俊一

古紙100%の再生紙に大豆油インクを使用し、
風力発電による自然エネルギーで印刷しました。



<京都事務所（本部）>
604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル305
Tel: 075-254-1011 FAX: 075-254-1012
E-mail: kyoto@kikonet.org

<東京事務所>
102-0083 東京都千代田区麹町27-3半蔵門ウッドフィールド2階
Tel: 03-3263-9210 FAX: 03-3263-9463
E-mail: tokyo@kikonet.org

郵便振替口座：00940-6-79694（加入者名：気候ネットワーク）
銀行振込口座：三菱東京UFJ銀行 京都中央支店 普通口座 1370852（気候ネットワーク）